

市民経済委員会審査日程表

日 時 令和8年3月2日（月）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第2号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 第2 議案第16号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第13号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第12号 令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 第5 議案第15号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第6 議案第14号 令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第17号 流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 所管事務の継続調査について

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案審査資料

（子ども・子育て支援金制度の導入について）



1. 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

(1) 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、**令和8年度から子ども・子育て支援金分の賦課及び徴収が始まります。**
- これにより、流山市国民健康保険においても、子ども・子育て支援金に係る保険料を賦課及び徴収する必要が生じたことから、流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）を改正するものです。 **施行期日：令和8年4月1日**

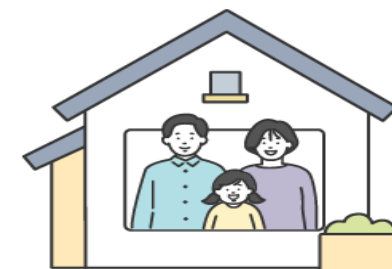
(2) 新設・改正する条項について



- 国民健康保険料の賦課及び徴収に関する規定に子ども・子育て支援金分に係る規定を追加するほか、所要の改正を行います。

(3) 子ども・子育て支援金分に係る保険料について（令和8年度）

- 子ども・子育て支援金分に係る保険料率は、**所得割を0.27%、均等割を1,700円、18歳以上均等割を100円**とします。また、**賦課限度額は3万円**となります。
- なお、1人当たり平均支援金額は、**年間3,537円、月額295円**となります。



所得割

0.27%

均等割

1,700円

18歳以上均等割

100円

賦課限度額

30,000円

1人当たり平均支援金額： 年 3,537円 / 月額 295円

- 国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。
- その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定です。

こども・子育て支援加速化プラン

こども家庭庁



- ✓ 児童手当の抜本的拡充
- ✓ 妊婦のための支援給付
- ✓ こども誰でも通園制度の創設
- ✓ 出生後休業支援給付
- ✓ 育児時短就業給付
- ✓ 国年1号被保険者の育児期間保険料免除



市町村国保など

納付

子ども・子育て支援金



会社の保険など

徴収



3. こども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業について

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

児童手当の抜本的拡充
(R6.10~)

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・第3子以降の支給額増額（3万円）

出産・子育て応援交付金
(予算事業)

妊婦のための支援給付
(R7.4~制度化)

- ・妊婦であることの認定後に5万円、妊娠後期以降に届出を受けた妊娠している子どもの数×5万円を支給

R6~試行的事業

希望自治体実施

乳児等のための支援給付（令和8年度より全国実施）

- ・こども誰でも通園制度。保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる（こども1人当たり10時間/月）



出生後休業支援給付
(R7.4~)

- ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当給付



育児時短就業給付
(R7.4~)

- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務によって賃金が低下した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給



国年1号被保険者の育児期間保険料免除(R8.10~)

- ・自営業者やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

現在の社会保険制度

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高
齢世代が受ける構図



子ども・子育て支援金制度



子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支
える新しい分かち合い、連帯の仕組みへ

理念・意義

子どもや子育て世代

支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充 ➡ 少子化トレンドの反転を実現

高齢世代や子育て中でない方

実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆
保険制度の持続可能性を高める



制度創設に係る実質的な負担は生じない仕組み

この範囲内で
支援制度構築

歳出改革

保険料負担

軽減効果

社会保障負担率

国民所得

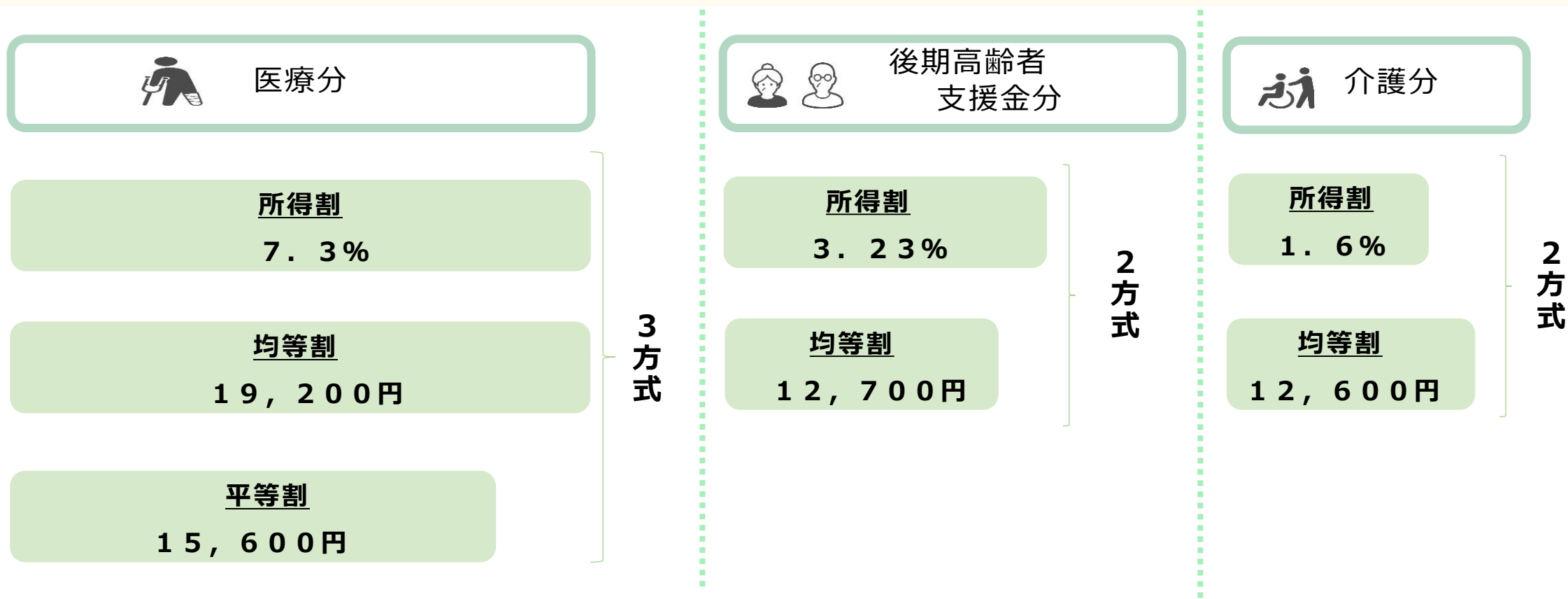
賃上げ

子ども1人あたり平均146万円の給付拡充
(0歳～18歳までの間)

5. 現状の国民健康保険料について

- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「**医療分**」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「**後期高齢者支援金分**」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「**介護分**」の3区分から構成されています。
- また、この3つの区分それぞれに**所得割**（被保険者所得に応じて計算）、**均等割**（加入者1人ごとに計算）、**平等割**（1世帯ごとに計算：医療分のみ）があります。

※ 被保険者の総所得金額等が一定基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます（7割・5割・2割軽減：法定軽減）



1人当たり平均保険料： 年 124,666円 / 月額 10,389円

※ 令和8年度当初予算案

(1) 支援金賦課の仕組みについて

- 支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。
- 18歳未満流山市国保被保険者の均等割総額を、全ての18歳以上流山市国保被保険者で負担し、こどもがいる世帯の拠出額が増えない仕組みとなっています。

例：所得割と均等割の2方式の場合

18歳 未満 被保険者



所得割

均等割 10割軽減

18歳 以上 被保険者



所得割

均等割

18歳以上
均等割

①

② - 1

② - 2

2方式

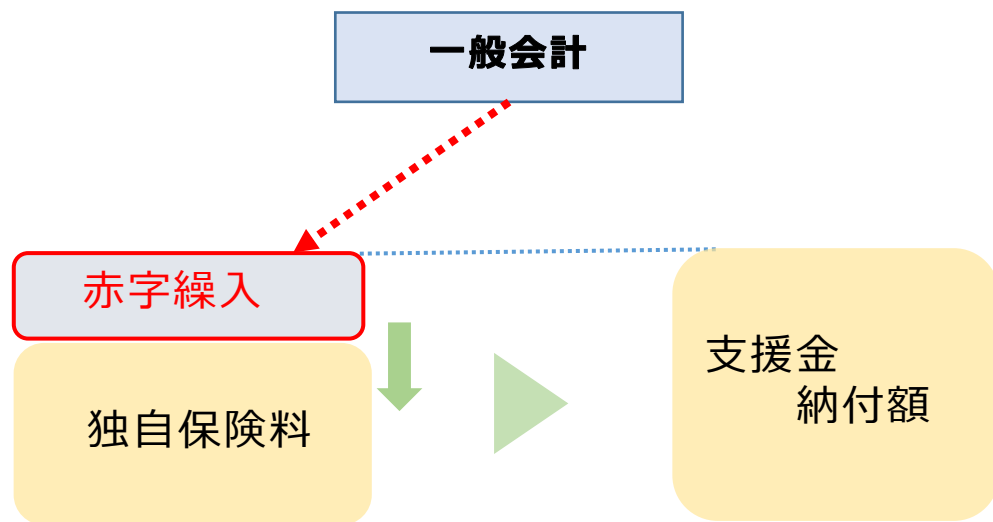
(2) 流山市の賦課方式について

- 千葉県は、支援金の標準的な賦課方式について「2方式」としています。
 - 理由としては、子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対しても賦課する「世帯別平等割」は馴染まないとしています。
- ➔ そのため、流山市の賦課方式についても2方式とします。

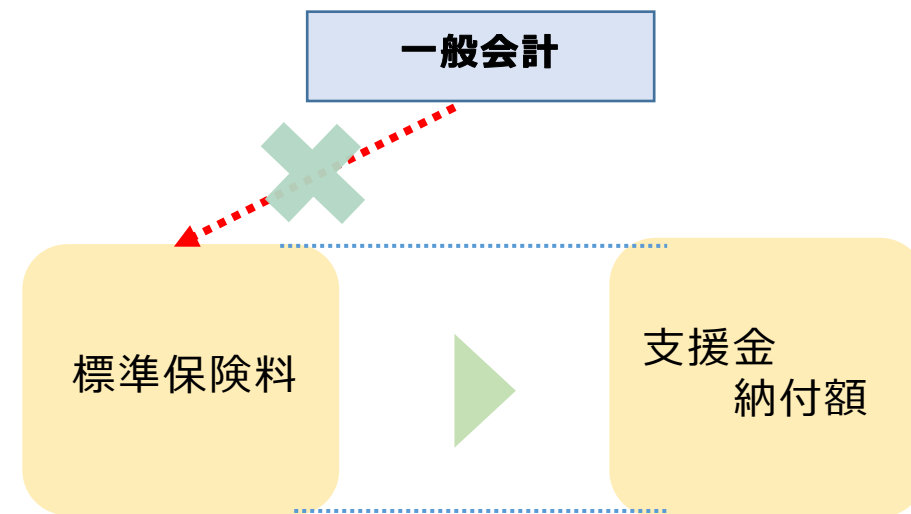
ポイント1 → 千葉県が示す流山市標準保険料率を採用

- 国は、子育て向けの給付と支援金負担の関係を明確化することを掲げています。
 - また、**国及び県は一般会計からの赤字繰入解消を求めており、本市においても赤字繰入の削減を進めています。**
 - そのため、新たな赤字繰入を発生させないためには、**県に納付する子ども・子育て支援金納付額に見合った保険料率を設定する必要があります。**
- 料率は、納付金を賄うための保険料の参考として千葉県が示す「流山市標準保険料率」を採用しました。

独自に設定する場合



標準保険料に設定する場合



【参考：赤字繰入の現状】

- ・ 令和8年度当初予算で一般会計から補填している赤字繰入は約3.5億円

ポイント2 ➡ 千葉県が示す流山市標準保険料率については、仮算定数値を採用

■ 令和8年度の支援金納付額に係る流山市標準保険料率については、

- ① 令和7年11月に示される仮算定値 ② 令和8年1月に示される確定値

の2種類があります。

例年	速報値	1月下旬頃
	確報値	2月中旬頃



■ 支援金導入に係る条例改正案及び予算案を令和8年第1回定例会に上程する必要があること、また、国保運営協議会での慎重な議論が必要であったため、仮算定値を採用しました。

11月

- ・ 県が仮算定値提示
➡市で検討作業

12月

- ・ 国保運営協議会
12/12 諮問・審議
12/23 答申案審議

1月

- ・ 1/13 答申
・ 予算案確定
・ 条例案確定

2月

- 2/19開会
令和8年第1回
定例会

上程

8. 県算定の流山市標準保険料率について (= 令和8年度流山市支援金保険料率)

流山市
Nagareyama City

納付金必要額 **102,676,094円**

財源内訳

保険料： 90,332,773円
 基盤安定負担金等： 10,803,422円
 特別交付金(県2号交付金)： 1,539,899円



(内、18歳以上均等割調定額総額1,933,200円)
 ※法定軽減の影響で、被保険者数×100円となりません。
 (18歳以上被保険者数 24,856人)
 ※子ども分保険料推計時の人数のため、
 令和8年度の平均被保険者数見込みとは異なります。

所得割

0.27%

均等割

1,700円

18歳以上均等割

100円

賦課限度額

30,000円

1人当たり平均支援金額： 年 3,537円 / 月額 295円

(参考 国平均： 年 2,400円 / 月額 200円)

※ 国平均は令和7年12月26日に子ども家庭庁が公表した全国の国保被保険者の平均額

※ 実際に県から示される標準保険料率の均等割、18歳以上均等割は1円単位のため、端数調整して額を設定しています。



所得段階別の支援金額について (単位：円)

【1人世帯】

【2人世帯】

【3人世帯】

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	500	41
74万	5割	1,700	141
100万	2割	2,900	241
300万	—	8,700	725
600万	—	16,800	1,400
900万	—	24,900	2,075

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	1,000	83
105万	5割	3,400	283
157万	2割	5,900	491
300万	—	10,500	875
600万	—	18,600	1,550
900万	—	26,700	2,225

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	1,600	133
136万	5割	5,200	433
214万	2割	8,900	741
300万	—	12,300	1,025
600万	—	20,400	1,700
900万	—	28,500	2,375

※18歳以上のみの世帯の場合。所得は基礎控除前の総所得金額等。

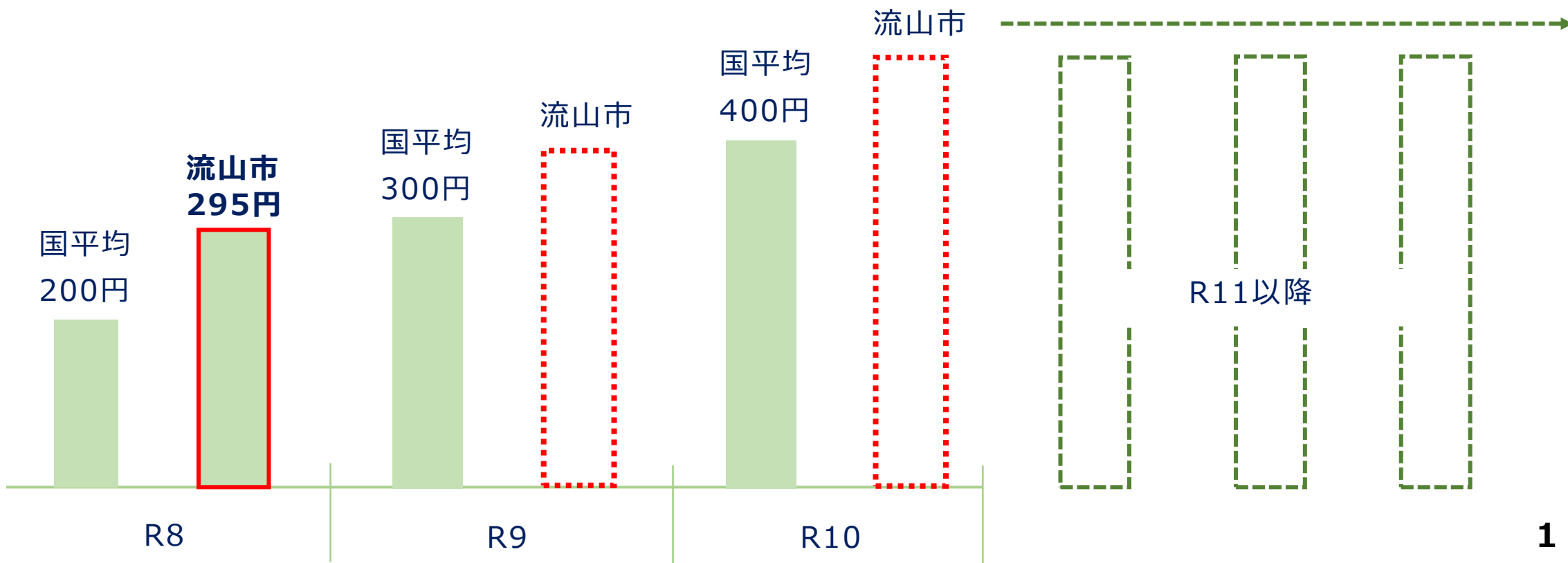
9. 令和9年度以降の支援金について

- 国全体で必要となる支援金は段階的に増額となり、令和8年度6千億円、9年度8千億円、10年度1兆円規模となる予定です。
- そのため、被保険者から徴収する支援金についても段階的に増額となります。
- ➔ 今後、本市においても、**令和10年度まで段階的に支援金率を改定していきます。**



【1人当たり支援金額(平均月額)】

※ 国平均は令和7年12月26日に子ども家庭庁が公表した全国の国保被保険者の平均額



諮問から答申までのスケジュール

- 令和7年12月12日（金）：第4回運営協議会 諮問・説明・審議
12月23日（火）：第5回運営協議会 答申案審議
令和8年1月13日（火）：運営協議会会長から市長へ答申書提出

令和8年1月13日 答申



答申附帯意見について

附帯意見

子ども・子育て支援金制度の導入に係る国民健康保険料の見直しに当たり、以下の意見を申し添えます。

ア 子ども・子育て支援金制度は、将来を担い社会保障を支える子どもたちや子育て世代を全世代が支える仕組みである。

子育てをされていない方や高齢の方を含めた全ての世代にとっても、この施策によって社会保障制度を維持していくことは重要な意義があることを積極的に説明し、被保険者の理解が得られるよう努めること。

イ 子ども・子育て支援金制度の導入により新たな負担の増加となるため、**低所得者世帯などを含め、本制度の導入によって最も影響を受ける世帯への負担軽減策について、制度設計を行っている国に対し要望を上げるなどの働きかけをすること。**

令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)

令和8年第1回定例会
市民経済委員会
議案第12号 資料1

1 被保険者数等の見込み

区分	R7年度(見込)	R8年度予算	R7見込 ⇄ R8予算	
			増減数	増減率
被保険者数 (単位:人)	27,987	27,056	△ 931	△3.3%
世帯数 (単位:世帯)	19,912	19,339	△ 573	△2.9%

2 令和8年度当初予算

【令和8年度保険料】
(医療分・後期分・介護分)据え置き ※医療分の賦課限度額引き上げ 67万円(+1万円)
(新設:子ども・子育て支援金分)
所得割率:0.27% 均等割額:1,700円 18歳以上均等割額:100円 賦課限度額:30,000円

(1)歳入

(単位:千円)

款	R7年度 当初予算額	R8年度予算	R7当初予算⇄R8予算	
			増減額	増減率
1 国民健康保険料	3,247,692	3,408,663	160,971	4.96%
2 一部負担金	1	1	0	—
3 使用料及び手数料	9	9	0	—
4 国庫支出金	1	2	1	—
5 県支出金	9,799,644	9,773,825	△ 25,819	△0.26%
6 財産収入	1	1	0	—
7 繰入金	1,387,227	1,497,602	110,375	7.96%
8 繰越金	1	1	0	—
9 諸収入	24,907	22,722	△ 2,185	△8.77%
歳入合計	14,459,483	14,702,826	243,343	1.68%

(2)歳出

(単位:千円)

款	R7年度 当初予算額	R8年度予算	R7当初予算⇄R8予算	
			増減額	増減率
1 総務費	323,819	353,649	29,830	9.21%
2 保険給付費	9,686,465	9,662,820	△ 23,645	△0.24%
3 事業費納付金	4,237,187	4,471,999	234,812	5.54%
4 保健事業費	177,010	177,356	346	0.20%
5 基金積立金	1	1	0	—
6 諸支出金	25,001	27,001	2,000	8.00%
7 予備費	10,000	10,000	0	—
歳出合計	14,459,483	14,702,826	243,343	1.68%

(3)繰入金

(単位:千円)

区分	R7年度 当初予算額	R8年度予算	R7当初予算⇄R8予算		
			増減額	増減率	
法定内	919,105	994,537	75,432	8.2%	
法定外	赤字繰入	348,553	346,835	△ 1,718	△0.5%
	赤字外繰入	119,568	156,229	36,661	30.7%
①一般会計繰入合計	1,387,226	1,497,601	110,375	8.0%	
②基金繰入	1	1	0	-	
【①+②】繰入合計	1,387,227	1,497,602	110,375	8.0%	

令和8年度 流山市国民健康保険特別会計予算

1 年齢別被保険者数内訳

区 分	(令和8年1月末現在)		
	計	内 訳	
		男	女
0歳～9歳	984	517	467
10歳～19歳	1,295	656	639
20歳～29歳	2,243	1,179	1,064
30歳～39歳	2,527	1,216	1,311
40歳～49歳	3,107	1,582	1,525
50歳～59歳	3,825	1,995	1,830
60歳～64歳	2,314	973	1,341
65歳～69歳	4,278	1,758	2,520
70歳～	7,119	2,896	4,223
合 計	27,692	12,772	14,920

2 所得階層別の加入世帯数及び全体に占める割合

所得階層	世帯数	全体に占める割合 (%)
1,000万以上	400	1.75
900万以上～1,000万未満	76	0.33
800万以上～900万未満	103	0.45
700万以上～800万未満	162	0.71
600万以上～700万未満	248	1.09
500万以上～600万未満	377	1.65
400万以上～500万未満	708	3.10
300万以上～400万未満	1,451	6.35
200万以上～300万未満	2,715	11.89
100万以上～200万未満	4,631	20.28
43万以上～100万未満	2,626	11.50
43万未満	2,212	9.69
所得なし(未申告含む)	7,128	31.21
合計	22,837	100.00

※令和6年度の状況

3 所得階層別の加入世帯数及び保険料滞納世帯数・金額・割合

所得階層	世帯数	うち未納世帯数	未納世帯数が占める割合(%)	未納額	収入割合(%)
1,000万以上	400	10	2.50	2,187,566	99.34
900万以上～ 1,000万未満	76	4	5.26	1,336,600	97.82
800万以上～ 900万未満	103	3	2.91	935,800	98.78
700万以上～ 800万未満	162	7	4.32	2,701,000	97.60
600万以上～ 700万未満	248	15	6.05	3,331,100	97.63
500万以上～ 600万未満	377	23	6.10	4,747,100	97.37
400万以上～ 500万未満	708	58	8.19	10,671,398	95.92
300万以上～ 400万未満	1,451	110	7.58	17,471,366	95.66
200万以上～ 300万未満	2,715	280	10.31	28,174,780	94.47
100万以上～ 200万未満	4,631	470	10.15	32,684,744	93.86
43万以上～ 100万未満	2,626	246	9.37	6,568,000	94.89
43万未満	2,212	149	6.74	1,683,200	96.25
所得なし (未申告含む)	7,128	741	10.40	12,835,191	91.86
合計	22,837	2,116	9.27	125,327,845	95.74

※令和6年度の状況

4 医療費の総額と1人当たり推移（5年間）

年度	医療費の総額 (円)	被保険者数 (年度平均)	1人当たり医療費 (円)
令和2年度	11,435,328,292	33,734	338,985
令和3年度	11,970,064,733	33,227	360,251
令和4年度	11,794,820,533	31,976	368,865
令和5年度	11,523,315,053	30,580	376,825
令和6年度	11,430,642,478	29,058	393,373

5 保健事業費の総額と一人当たりの推移（5年間）

年度	保健事業費の総額 (円)	被保険者数 (年度平均)	1人当たり 保健事業費(円)
令和2年度	150,769,213	33,734	4,469
令和3年度	165,247,426	33,227	4,973
令和4年度	167,912,757	31,976	5,251
令和5年度	159,514,943	30,580	5,216
令和6年度	162,033,975	29,058	5,576

6 外国人の医療費

	令和6年3月～令和7年2月診療分レセプトの合計		外国人被保険者の割合
		うち、外国人被保険者	
件数	427,521 件	7,297 件	1.71 %
総医療費	10,214,963,924 円	142,637,189 円	1.40 %
高額療養費 該当件数	9,619 件	84 件	0.87 %
高額療養費 支給額	1,074,172,816 円	16,045,265 円	1.49 %

※国保連合会資料による（令和6年3月～令和7年2月診療分のレセプトに基づく数値）のため、令和6年度決算とは数値が異なります。

令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算（案）

令和8年第1回定例会
市民経済委員会
議案第14号 資料1

1 被保険者数の見込み

区分	R 7 年度（見込）	R 8 年度予算	R 7 見込⇔R 8 予算	
			増減数	増減率
被保険者数（単位：人）	29,814	30,636	822	2.76%

2 令和8年度当初予算

(1) 歳入

【令和8・9年度保険料】

（医療分）

均等割額：51,000円（+7,200円） 所得割率：9.40%（+0.29）

賦課限度額：85万円（+5万円）

（新設：子ども・子育て支援金分）

均等割額：1,310円 / 所得割：0.25% 賦課限度額：21,000円

（単位：千円）

款	R 7 年度当初予算額	R 8 年度予算	R 7 当初予算⇔R 8 予算	
			増減額	増減率
1 後期高齢者医療保険料	2,796,742	3,433,176	636,434	22.76%
2 繰入金	486,270	573,128	86,858	17.86%
3 繰越金	15,000	15,000	0	0.00%
4 諸収入	13,184	15,250	2,066	15.67%
歳入合計	3,311,196	4,036,554	725,358	21.91%

(2) 歳出

（単位：千円）

款	R 7 年度当初予算額	R 8 年度予算	R 7 当初予算⇔R 8 予算	
			増減額	増減率
1 総務費	88,873	104,959	16,086	18.10%
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,204,223	3,912,495	708,272	22.10%
3 諸支出金	8,100	9,100	1,000	12.35%
4 予備費	10,000	10,000	0	0.00%
歳出合計	3,311,196	4,036,554	725,358	21.91%

令和 8 年度 流山市後期高齢者医療特別会計予算

1 制度発足時との各種比較（流山市）

（1）被保険者数

平成 2 0 年度 : 1 万 2 , 0 6 7 人

令和 8 年度（見込み）：3 万 6 3 6 人（1 万 8 , 5 6 9 人増）

（2）当初予算総額

平成 2 0 年度 : 1 2 億 5 , 1 1 8 万 1 千円

令和 8 年度 : 4 0 億 3 , 6 5 5 万 4 千円

（2 7 億 8 , 5 3 7 万 3 千円増）

（3）医療費の総額と 1 人当たり医療費

ア 医療費の総額

平成 2 6 年度 : 1 4 1 億 5 , 2 6 2 万 6 , 2 8 8 円

令和 6 年度 : 2 4 0 億 9 , 9 7 3 万 6 , 7 1 5 円

（9 9 億 4 , 7 1 1 万 4 2 7 円増額）

イ 1 人当たり医療費

平成 2 6 年度 : 8 5 万 6 , 5 3 2 円

令和 6 年度 : 8 7 万 4 , 5 7 3 円（1 万 8 , 0 4 1 円増額）

※千葉県後期高齢者医療広域連合が公表している最も過去のデータと最新の実績値による比較とした。

（4）1 人当たり平均年間保険料額

平成 2 1 年度 : 7 万 8 , 1 6 1 円

令和 8 年度（見込み）：1 1 万 1 , 8 5 4 円（3 万 3 , 6 9 3 円増額）

※千葉県後期高齢者医療広域連合が公表している最も過去のデータと令和 8 年度予算ベースによる比較とした。

流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例 概要説明資料

1. 条例改正の背景

本市では、主に税収等の確保を目的に、「流山市企業等立地の促進に関する条例」を平成18年に制定し、立地する企業等への優遇制度を活用して優良企業等の誘致に取り組んでいる。

本改正では、優遇制度の一つである「環境配慮型設備設置費助成金」について、本市環境部門において同様の補助制度を設けていることから、当該助成金を廃止するほか、優遇制度の申請にあたり国税、都道府県税及び市町村税の完納をもって企業の優良性を確認していたものを、今後は事業計画書に基づいて優良性を確認する規定へ変更する。

＜現行の優遇制度＞

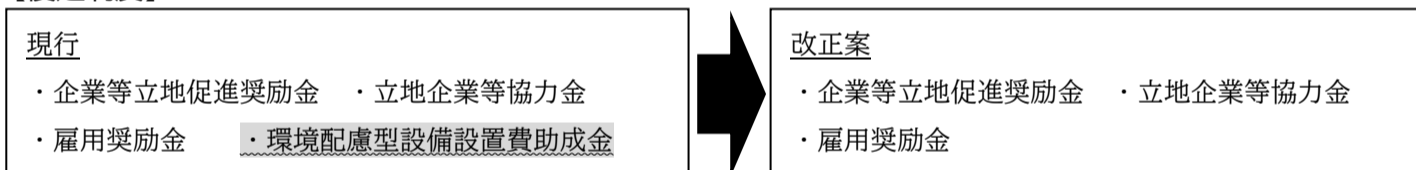
- 該当業種** 総合工事業の事業所、製造業の工場、情報通信業の事業所、バイオ・ナノテク・ロボット等の先端技術関連の事業所、産科、小児科
- ◆企業等立地促進奨励金
該当業種の企業等が立地した場合に固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付。 ※本社機能を有する場合は7年間交付。
 - ◆立地企業等協力金
該当業種の企業等に土地又は建物を賃貸する所有者に対して土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税を3年間交付。
 - ◆雇用奨励金
該当業種の企業等が立地にあたり5名以上の市民を1年以上継続雇用した場合、従業員1名につき20万円（限度額600万円）交付。 ※1回限り
 - ◆環境配慮型設備設置費助成金（太陽光発電設備設置費助成金／雨水利用設備設置費助成金）
該当業種の企業等が立地日までに太陽光発電設備又は雨水利用設備を設置した場合、能力、容量に応じて助成金（限度額100万円）交付。 ※1回限り
太陽光発電：発電能力10kw以上の太陽光発電設備を設置した場合、1kwあたり5万円を乗じた額。
雨水利用：有効貯水量5m以上の雨水利用設備を設置した場合、1m³あたり5万円を乗じた額。

2. 改正の内容

(1) 環境配慮型設備設置費助成金の廃止・・・ [第2条、第3条、第4条第4項、第7条、第8条及び第10条関係]

- ・当該助成金は、「太陽光発電設備」もしくは「雨水利用設備」を立地日までに設置した場合が対象。
- ・太陽光発電設備に関する問い合わせは数件あったが、雨水利用設備に関する問い合わせはない。 ※いずれも交付実績なし
- ・当該助成金については、本市の環境政策課が令和5年度に創設した助成金(対象設備の設置が申請日以降であれば申請可)により網羅されている。
(>流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金／上限額30万円 >流山市地域脱炭素重点対策加速化事業費補助金／上限額110万円)
- ・立地に際し「環境配慮型設備の設置に対する助成」を設けている自治体へ確認したところ、いずれの自治体も雨水利用設備の設置に関する助成実績がなく、既に廃止した自治体もあるため、今後も当該助成金の需要は低い。
- ・「環境配慮型設備設置費助成金」を廃止することによる影響は極めて少ないと考え廃止する。

【優遇制度】



(2) 交付要件の変更・・・ [第4条第1項、第2項及び第3項関係]

- ・現行の条例第4条第1項の「企業等立地促進奨励金」の交付要件として、第1号（対象業種）、第2号（立地区域）、第3号（投下資産額と常時雇用従業員数）、第4号（税の完納）を規定。（企業誘致の主な目的として「税収等の確保」を掲げているため、将来にわたって安定的に本市に納税できる優良企業に奨励金を交付する観点から、こうした交付要件を設けている。）
- ・これまで「事業の継続性が見込まれること」を要件としていないが、運用として将来に渡って安定的に事業が継続されることを「事業計画書」及び「決算書（3期分）」で確認しており、運用実態に即して「事業所で行う事業が継続性が見込まれるものであること。」を新設する。
- ・「国税や都道府県税及び市町村税」の完納により優良性を確認していたものを、今後は「事業計画書」において確認する。
- ・「奨励金」「協力金」は本市の固定資産税及び都市計画税の納付相当額を交付することから、当該税目のみ確認を行う。

【企業等立地促進奨励金の交付要件】



【立地企業等協力金の交付要件】

現行（第4条第2項）
 (1)企業等立地促進奨励金の交付要件を満たした立地企業等に対して、土地又は建物を賃貸すること。
 (2)国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。



改正案（第4条第2項）
 (1)企業等立地促進奨励金の交付要件を満たした立地企業等に対して、土地又は建物を賃貸すること。
 (2)本市の固定資産税及び都市計画税を完納していること。

【雇用奨励金の交付要件】

現行（第4条第3項）
 次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 (1)第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件
 [第1項第1号]
 ア 製造業の工場 イ 総合工事業の事業所 ウ 情報通信業の事業所
 エ 学術研究、専門・技術サービス業の事業所
 オ バイテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連の事業所
 カ 産科又は小児科の一般診療所
 キ 産業の振興又は市民福祉の向上に寄与すると市長が認める事業所
 [第2号]市内の適地に立地をしていること。
 [第4号]国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
 (2)当該事業所に新規雇用従業員(雇用奨励金の申請時において本市に継続して1年以上住所を有するものに限る。)を5人以上雇用していること。



改正案（第4条第3項）
 次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 (1)第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件
 [第1項第1号]
 ア 製造業の工場 イ 総合工事業の事業所 ウ 情報通信業の事業所
 エ 学術研究、専門・技術サービス業の事業所
 オ バイテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連の事業所
 カ 産科又は小児科の一般診療所
 キ 産業の振興又は市民福祉の向上に寄与すると市長が認める事業所
 [第2号]市内の適地に立地をしていること。
 [第4号]事業所で行う事業が継続性が見込まれるものであること。
 (2)当該事業所に新規雇用従業員(雇用奨励金の申請時において本市に継続して1年以上住所を有するものに限る。)を5人以上雇用していること。

(3) 奨励措置の取消の変更・・・[第11条関係(改正後)]

- ・ 現行の条例第12条にて、奨励措置の適用を受けた者が取り消しとなるケースについて規定。
- ・ 第1号では虚偽や不正な行為により適用を受けた場合、第2号では納付期限までに税に滞納があった場合、第3号では事業を廃止又は休止した場合、第4号では重大な法令違反又は社会的な信用を失墜した場合、第5号では当該条例及び規則に違反した場合を規定している。
- ・ 交付要件である「税の完納」の対象税目を本市の固定資産税及び都市計画税とするため、第2号の対象税目を交付要件と整合する。
- ・ 新たに「報告事項」を新設し、固定資産税・都市計画税の滞納を報告しなかった場合及び、市が提出を求める事業若しくは雇用状況に関する図書等の提出に応じない場合を追加で設定する。

【奨励措置の取消】

現行（第12条）
 (1)虚偽その他不正な行為により奨励措置の適用を受けたとき。
 (2)期間内に国税、都道府県税及び市町村税を滞納したとき。
 (3)期間内に立地企業等の事業が廃止若しくは休止の状態にあるとき。
 (4)重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認められるとき。
 (5)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。



改正案（第11条）
 (1)虚偽その他不正な行為により奨励措置の適用を受けたとき。
 (2)期間内に本市の固定資産税及び都市計画税を滞納したとき。
 (3)期間内に立地企業等の事業が廃止又は休止の状態にあるとき。
 (4)重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認められるとき。
 (5)正当な理由なく第13条第1項の規定による報告を行わなかったとき。[新設]（固定資産税及び都市計画税を滞納し、これを報告しなかったとき）
 (6)正当な理由なく第13条第2項の規定による市長の求めに応じなかったとき。[新設]（事業若しくは雇用状況等についての報告、関係図書等の提出に応じないとき）
 (7)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 報告等・・・[第13条第1項、第2項(改正後)]

- ・ 立地企業等及び立地企業等協力者について、報告義務に係る規定を新設し、奨励措置の対象期間内に固定資産税及び都市計画税を滞納した場合、まずは当該者から市長に報告する。

【報告等について】

現行（第14条）
 (1)市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業若しくは雇用状況等についての報告又は関係図書等の提出を求めることができる。



改正案（第13条第1項、第2項）
 (1)奨励措置の交付に係る交付対象者は、要件(固定資産税及び都市計画税を滞納したとき)に該当することとなったとき、市長に報告しなければならない。[新設]
 (2)市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業若しくは雇用状況等についての報告又は関係図書等の提出を求めることができる。

優遇制度の運用状況

1. 企業等立地促進奨励金〔業種ごとの交付先、期間、立地場所〕

業 種	交 付 先	期 間	立地場所	備 考
製造業の工場	①サンコーテクノ(株)	H19～H23	西深井	技術センター新設
	②ディップソール(株)	H26～H30	おおたかの森西3	技術センター新設
	③マックスプル工業(株)	H28～R4	西深井	工場・本社新設
情報通信業の事業所	①(株)エスペラントシステム	H22～H28	前平井	本社新設
総合工事業の事業所	①兼松サステック(株)	R3～R7	おおたかの森西3	技術センター新設
一般診療所のうちの小児科	①にし小児科クリニック	R1～R3	おおたかの森西1	土地、建物賃借
	②南流山こどもクリニック	R2～R4	南流山9	土地、建物賃借
	③窪谷レディース&バビークリニック	R4～R6	おおたかの森西1	土地、建物賃借
	④星と太陽のクリニック	R4～R6	おおたかの森北1	土地、建物賃借
	⑤こどものためのくまクリニック	R5～R7	西初石3	土地、建物賃借
	⑥キャップクリニック流山おおたかの森	R5～R7	おおたかの森西1	土地、建物賃借
	⑦流山セントラルパーク小児科	R6～R8	前平井	土地、建物賃借
	⑧キッズクリニックおおたかの森	R7～R9	おおたかの森西1	土地、建物賃借

※「学術研究、専門・技術サービス業の事業所」、「ハイテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務の事業所」については、交付実績なし。

2. 立地企業等協力金〔件数〕

件 数	備 考
13 件	協力金は全て小児科診療所へ土地・建物を賃貸する物件所有者へ交付したもの。

3. その他

- ・これまで交付申請のあった企業等において、国税、都道府県税及び市町村税に滞納があったケースはない。
- ・また、「事業計画書」及び「決算書（3期分）」により事業の継続性を確認してきた中で、経営状況の悪化等により奨励金を交付しなかった企業等はない。

流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市企業等立地の促進に関する条例 平成18年3月27日条例第17号</p> <p>改正 平成30年7月2日条例第28号</p> <p>流山市企業等立地の促進に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、立地企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業等の立地の促進、市民の雇用及び安心の増大並びに市内の企業等の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 事業を行うための施設をいう。</p> <p>(2) 企業等 事業を営む法人又は個人をいう。</p> <p>(3) 立地 企業が事業所の用に供する建物を取得し、若しくは新築し、又は賃借して、事業を開始することをいう。</p> <p>(4) 立地企業等 市内の適地に立地をした企業等をいう。</p> <p>(5) 立地企業等協力者 立地企業等に対して、自己の所有する土地又は建物を賃貸する者をいう。</p> <p>(6) 投下固定資産額 立地のために必要な土地、建物及び償却資産（それぞれ地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号、第3号及び第4号に規定する土地、家屋及び償却資産をいい、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第4号から第6号までに規定する資産を除く。）の取得に要した費用の総額をいう。</p> <p>(7) 常時雇用従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項</p>	<p>○流山市企業等立地の促進に関する条例 平成18年3月27日条例第17号</p> <p>改正 平成30年7月2日条例第28号</p> <p>流山市企業等立地の促進に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、立地企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業等の立地の促進、市民の雇用及び安心の増大並びに市内の企業等の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 事業を行うための施設をいう。</p> <p>(2) 企業等 事業を営む法人又は個人をいう。</p> <p>(3) 立地 企業が事業所の用に供する建物を取得し、若しくは新築し、又は賃借して、事業を開始することをいう。</p> <p>(4) 立地企業等 市内の適地に立地をした企業等をいう。</p> <p>(5) 立地企業等協力者 立地企業等に対して、自己の所有する土地又は建物を賃貸する者をいう。</p> <p>(6) 投下固定資産額 立地のために必要な土地、建物及び償却資産（それぞれ地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号、第3号及び第4号に規定する土地、家屋及び償却資産をいい、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第4号から第6号までに規定する資産を除く。）の取得に要した費用の総額をいう。</p> <p>(7) 常時雇用従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項</p>

改正後	改正前
<p>に規定する被保険者で、常時雇用されるものをいう。</p> <p>(8) 新規雇用従業員 立地に係る土地を取得し、又は賃借した後に1年以上雇用した常時雇用従業員をいう。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(奨励措置)</p>	<p>に規定する被保険者で、常時雇用されるものをいう。</p> <p>(8) 新規雇用従業員 立地に係る土地を取得し、又は賃借した後に1年以上雇用した常時雇用従業員をいう。</p> <p><u>(9) 環境配慮型設備 太陽光発電設備及び雨水利用設備をいう。</u></p> <p><u>(10) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用して、太陽エネルギーを電気に変換し、施設内の電気設備に利用する設備で、その発電能力が10キロワット以上のものをいう。</u></p> <p><u>(11) 雨水利用設備 雨水をタンク等に貯留し、必要に応じて沈殿、ろ過等の処理をした後に、水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔補給水、植木への散水等の雑用水、防火用水等に活用する設備で、有効貯水量5立方メートル以上のもの(専ら防火用水として活用する設備を除く。)をいう。</u></p> <p>(奨励措置)</p>
<p>第3条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1) 企業等立地促進奨励金の交付</p> <p>(2) 立地企業等協力金の交付</p> <p>(3) 雇用奨励金の交付</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(交付要件)</p>	<p>第3条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1) 企業等立地促進奨励金の交付</p> <p>(2) 立地企業等協力金の交付</p> <p>(3) 雇用奨励金の交付</p> <p><u>(4) 環境配慮型設備設置費助成金の交付</u></p> <p>(交付要件)</p>
<p>第4条 前条第1号の企業等立地促進奨励金の交付を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる要件(第1号カに掲げるものにあつては、第2号及び第3号に掲げる要件を除く。)を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 立地企業等であり、次に掲げる事業所の立地を行うものであること。</p> <p>ア 規則で定める産業の分類(以下「産業分類」という。)が製造業である事業の用に供する工場としての事業所</p> <p>イ 産業分類が総合工事業である事業の用に供する事業所</p> <p>ウ 産業分類が情報通信業である事業の用に供する事業所</p> <p>エ 産業分類が学術研究、専門・技術サービス業である事業の用に供す</p>	<p>第4条 前条第1号の企業等立地促進奨励金の交付を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる要件(第1号カに掲げるものにあつては、第2号及び第3号に掲げる要件を除く。)を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 立地企業等であり、次に掲げる事業所の立地を行うものであること。</p> <p>ア 規則で定める産業の分類(以下「産業分類」という。)が製造業である事業の用に供する工場としての事業所</p> <p>イ 産業分類が総合工事業である事業の用に供する事業所</p> <p>ウ 産業分類が情報通信業である事業の用に供する事業所</p> <p>エ 産業分類が学術研究、専門・技術サービス業である事業の用に供す</p>

改正後	改正前
<p>る事業所</p> <p>オ バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務である事業の用に供する事業所</p> <p>カ 産業分類が一般診療所のうちの産科又は小児科である事業の用に供する事業所</p> <p>キ その他特に産業の振興又は市民福祉の向上に寄与すると市長が認める事業所</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの市内の適地に立地をしていること。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域</p> <p>イ アに掲げる区域以外の市内の区域であって、工場を中心とする事業所が集積するものとして市長が認めた区域</p> <p>(3) 当該事業所に係る投下固定資産額が1億円以上で、常時雇用従業員が10人以上であること。</p> <p>(4) <u>第1号の事業所で行う事業が、継続性の見込まれるものであること。</u></p> <p>(5) <u>本市の固定資産税及び都市計画税を完納していること。</u></p>	<p>る事業所</p> <p>オ バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務である事業の用に供する事業所</p> <p>カ 産業分類が一般診療所のうちの産科又は小児科である事業の用に供する事業所</p> <p>キ その他特に産業の振興又は市民福祉の向上に寄与すると市長が認める事業所</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの市内の適地に立地をしていること。</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域</p> <p>イ アに掲げる区域以外の市内の区域であって、工場を中心とする事業所が集積するものとして市長が認めた区域</p> <p>(3) 当該事業所に係る投下固定資産額が1億円以上で、常時雇用従業員が10人以上であること。</p> <p>(4) <u>国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。</u></p>
<p>2 前条第2号の立地企業等協力金の交付を受けようとする立地企業等協力は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</p> <p>(1) 前項の交付要件を満たした立地企業等に対して、その所有する土地又は建物を当該立地企業等の事業の用に供するために賃貸すること。</p> <p>(2) <u>前項第5号</u>に掲げる要件</p> <p>3 前条第3号の雇用奨励金の交付を受けようとする立地企業等は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件</p> <p>(2) 当該事業所に新規雇用従業員（雇用奨励金の申請時において本市に継続して1年以上住所を有するものに限る。）を5人以上雇用していること。</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 前条第2号の立地企業等協力金の交付を受けようとする立地企業等協力は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</p> <p>(1) 前項の交付要件を満たした立地企業等に対して、その所有する土地又は建物を当該立地企業等の事業の用に供するために賃貸すること。</p> <p>(2) <u>前項第4号</u>に掲げる要件</p> <p>3 前条第3号の雇用奨励金の交付を受けようとする立地企業等は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件</p> <p>(2) 当該事業所に新規雇用従業員（雇用奨励金の申請時において本市に継続して1年以上住所を有するものに限る。）を5人以上雇用していること。</p> <p>4 <u>前条第4号の環境配慮型設備設置費助成金の交付を受けようとする立地企業等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u> <u>(削る)</u></p> <p>(企業等立地促進奨励金)</p>	<p><u>(1) 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件</u> <u>(2) 立地をした日までに、当該事業所に太陽光発電設備又は雨水利用設備を設置していること。</u></p> <p>(企業等立地促進奨励金)</p>
<p>第5条 第3条第1号の企業等立地促進奨励金の額は、当該土地、家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、交付する。</p> <p>(1) 当該事業所の用に供する建物を取得し、又は新築した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年間とする。</p> <p>(2) 当該事業所の用に供する建物を賃借した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</p> <p>2 当該事業所が本社の機能を有する場合には、前項の企業等立地促進奨励金を交付する期間は、同項各号に規定する期間にかかわらず、同項各号による区分に応じ、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して7年間とする。</p> <p>(立地企業等協力金)</p>	<p>第5条 第3条第1号の企業等立地促進奨励金の額は、当該土地、家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、交付する。</p> <p>(1) 当該事業所の用に供する建物を取得し、又は新築した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年間とする。</p> <p>(2) 当該事業所の用に供する建物を賃借した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</p> <p>2 当該事業所が本社の機能を有する場合には、前項の企業等立地促進奨励金を交付する期間は、同項各号に規定する期間にかかわらず、同項各号による区分に応じ、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して7年間とする。</p> <p>(立地企業等協力金)</p>
<p>第6条 第3条第2号の立地企業等協力金の額は、立地企業等協力者が立地企業等に対して賃貸した当該土地、家屋及び償却資産（立地の際に当該土地又は建物に付属するものに限る。）の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額とし、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</p> <p>2 前項の立地企業等協力金は、同一の土地、建物及び償却資産に対しては、前項に規定する期間に限り交付する。</p> <p>(雇用奨励金)</p>	<p>第6条 第3条第2号の立地企業等協力金の額は、立地企業等協力者が立地企業等に対して賃貸した当該土地、家屋及び償却資産（立地の際に当該土地又は建物に付属するものに限る。）の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額とし、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</p> <p>2 前項の立地企業等協力金は、同一の土地、建物及び償却資産に対しては、前項に規定する期間に限り交付する。</p> <p>(雇用奨励金)</p>
<p>第7条 第3条第3号の雇用奨励金の額は、新規雇用従業員1人当たり20万円とし、600万円を限度とする。</p> <p>2 前項の雇用奨励金の交付は、1回限りとする。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第7条 第3条第3号の雇用奨励金の額は、新規雇用従業員1人当たり20万円とし、600万円を限度とする。</p> <p>2 前項の雇用奨励金の交付は、1回限りとする。</p> <p><u>(環境配慮型設備設置費助成金)</u></p>

改正後	改正前
(削る)	第8条 第3条第4号の環境配慮型設備設置費助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(削る)	(1) 太陽光発電設備設置費助成金 当該設備の太陽電池モジュールの出力値1キロワット当たり5万円とし、100万円を限度とする。
(削る)	(2) 雨水利用設備設置費助成金 当該設備の有効貯水量1立方メートル当たり5万円とし、100万円を限度とする。
(削る)	2 前項の環境配慮型設備設置費助成金は、同項各号に掲げる区分ごとに同一の設備について1回限りとする。
(適用除外)	(適用除外)
第8条 第5条第1項第2号の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所については、適用しない。	第9条 第5条第1項第2号の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所については、適用しない。
2 第5条第2項の規定は、事業所の用に供する建物を賃借して立地をした場合及び第4条第1項第1号カに該当する事業所については、適用しない。	2 第5条第2項の規定は、事業所の用に供する建物を賃借して立地をした場合及び第4条第1項第1号カに該当する事業所については、適用しない。
3 第6条の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所の用に供する建物の賃貸については、適用しない。	3 第6条の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所の用に供する建物の賃貸については、適用しない。
(申請)	(申請)
第9条 第3条第1号及び第3号 _____ に規定する奨励措置を受けようとする立地企業等又は同条第2号に規定する奨励措置の適用を受けようとする立地企業等協力者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	第10条 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する奨励措置を受けようとする立地企業等又は同条第2号に規定する奨励措置の適用を受けようとする立地企業等協力者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
(適用決定)	(適用決定)
第10条 前条の規定による申請があったときは、市長は、速やかにその内容を審査し、奨励措置の適用の可否を決定し、その旨を当該申請に係る者に通知するものとする。	第11条 前条の規定による申請があったときは、市長は、速やかにその内容を審査し、奨励措置の適用の可否を決定し、その旨を当該申請に係る者に通知するものとする。
(奨励措置の取消し)	(奨励措置の取消し)
第11条 市長は、前条の規定により奨励措置の適用を受けた立地企業等及び立地企業等協力者（以下「交付対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部又は一部の適用を取り消すことがで	第12条 市長は、前条の規定により奨励措置の適用を受けた立地企業等及び立地企業等協力者（以下「交付対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部又は一部の適用を取り消すことがで

改正後	改正前
<p>きる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な行為により奨励措置の適用を受けたとき。</p> <p>(2) <u>第3条第1号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第5条に規定する期間内に、第3条第2号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第6条に規定する期間内に本市の固定資産税及び都市計画税を滞納したとき。</u></p> <p>(3) <u>第3条第1号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第5条に規定する期間内に、第3条第2号に規定する奨励措置の交付対象者にあつては、第6条に規定する期間内に立地企業等の事業が廃止又は</u> <u>休止の状態にあると認められるとき。</u></p> <p>(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認められるとき。</p> <p>(5) <u>正当な理由なく第13条第1項の規定による報告を行わなかったとき。</u></p> <p>(6) <u>正当な理由なく第13条第2項の規定による市長の求めに応じなかつたとき。</u></p> <p>(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (奨励金等の返還)</p>	<p>きる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な行為により奨励措置の適用を受けたとき。</p> <p>(2) <u>第5条及び第6条に規定する期間内に国税、都道府県税及び市町村税を滞納したとき。</u></p> <p>(3) <u>第5条及び</u> <u>第6条に規定する期間内に立地企業等の事業が廃止若しくは</u> <u>休止の状態にあると認められるとき。</u></p> <p>(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと認められるとき。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (奨励金等の返還)</p>
<p>第12条 市長は、前条の規定により奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に第3条各号に掲げる奨励金等が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。 (報告等)</p>	<p>第13条 市長は、前条の規定により奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に第3条各号に掲げる奨励金等が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。 (報告等)</p>
<p>第13条 <u>第3条第1号及び第2号に規定する奨励措置の交付対象者は、第11条第2号の要件に該当することとなつたときは、その旨を市長に報告しなければならない。</u></p>	<p>第14条 <u>(新設)</u></p>
<p>2 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業若しくは雇用状況等についての報告又は関係図書等の提出を求めることができる。</p>	<p>市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業若しくは雇用状況等についての報告又は関係図書等の提出を求めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(奨励措置の承継)</p> <p>第14条 相続、譲渡、合併その他の理由により、交付対象者の地位を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、奨励措置の適用を承継することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(奨励措置の承継)</p> <p>第15条 相続、譲渡、合併その他の理由により、交付対象者の地位を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、奨励措置の適用を承継することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

市民経済常任委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和8年5月13日（水）～
令和8年5月15日（金）
- 2 視 察 地
 - ・ 岩手県紫波町 1日目
 - ・ 岩手県北上市 2日目
 - ・ 岩手県一関市 3日目
- 3 視察人数 9人（委員7名・執行部1名・議会事務局1名）
- 4 視察事項
 - （1）岩手県紫波町
 - ア 農産物直売所を中心とした取組みについて
 - イ みくまるっと脱炭素化モデル事業について
 - （2）岩手県北上市
 - 企業誘致について
 - （3）岩手県一関市
 - ア 省エネルギー化を含む住宅環境改善リフォーム補助金について
 - イ 重点対策加速化事業に関する取組みについて
- 5 視察経費 1・1・1・3・2・8（予算案計上済み）で対応